

# 福祉制度に関するお知らせ

町では、障がいのある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、さまざまな福祉制度による支援を行っています。



## ●町が実施している福祉制度による支援と対象者・申請手続き

事業名	対象者	内容	申請方法等
タクシー利用助成事業	町内に住所を有し、次に該当する方 ・身体障害者手帳 第1種1・2級 ・療育手帳 A1・A2・B1 ・精神保健福祉手帳1・2級 ※自動車税又は軽自動車税減免を受けている方は対象となりません。	在宅生活支援として、タクシー利用料金の助成をします。	必要に応じて所定申請書を町に提出 ※有効期限は、該当年度末までです。 ※毎年申請が必要になります。 ※申請月から1ヶ月あたり3枚のタクシー利用助成券を交付します。
コミュニケーション支援事業	町内に居住または通勤する聴覚障がいのある方	必要に応じて、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	必要に応じて所定申請書を町に提出
日常生活用具給付等事業	町内に住所を有する重度の障がいがある方(福祉施設入所者を除く) ※対象品目により障がい等級が異なります。お問い合わせください。	ストマ用装具等を給付(貸与)します。	必要に応じて所定申請書を町に提出 ※申請書は、用具購入前に見積書を添えて提出ください。
移動支援事業	町内に住所を有する方、又は、富士見町が援護主体となり他の市町村のグループホーム及びケアホーム等に入居している方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている方	障がいにより、屋外での移動が困難で個別支援を要する方に対し、外出時(公的機関、医療機関等へ出向く場合等)の支援をします。	必要に応じて所定申請書を町に提出 ※有効期限は、該当年度末までです。 ※毎年申請が必要になります。
タイムケア事業	町内在住で在宅している重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児、重度身体障がい者、精神障がい者に該当する方	障がいにより、家庭において介護を必要とする方が、一時的に家庭介護を受けられない場合に支援をします。	必要に応じて所定申請書を町に提出 ※有効期限は、該当年度末までです。 ※毎年申請が必要になります。
町重度心身障害者福祉年金	町内在住で在宅している、次に該当する方 ・身体障害者手帳1級に該当する方 ・障害基礎年金1級9・10・11号に該当する方 ・特別児童扶養手当を受給している方	毎年7・11・3月に支給されます。 月額2,500円支給	所定申請書を町に提出 ※申請月から支給されます。



- 上記手続きには、手帳及び印鑑(福祉年金申請時は振込先の預金通帳)をお持ちください。
- 制度の詳細及び他の福祉制度について「障がい者福祉ガイドブック」に掲載しています。
- 「障がい者福祉ガイドブック」は役場窓口で配布しています。

申込 問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144